

I 生徒心得に関すること

本校生徒は常に釜利谷高等学校生であることを自覚し、責任・規律・礼儀に基づく明るい学校生活を送るために、広く深い教養と豊かな情操を身につけるとともに、他人を尊重し人格の十全な伸長を目指すために次に定める生徒心得を遵守すること。

A 校内生活

1 登下校

- (1) 常に生徒手帳・身分証明書を携行する。
- (2) 登下校の際は、交通規則・交通道徳を遵守する。
- (3) 登校は8時30分まで、下校は16時50分までとする。
- (4) 車両（自動車・自動二輪・原付）の運転または同乗による通学は禁止する。
ただし、ここでの「同乗」は運転者が保護者以外のことをいい、「通学」とは平常の登下校の他、学校管理下の行事、諸活動に参加する場合全般を含むものとする。
- (5) 自転車による通学を希望する場合は、所定の「自転車通学届」に必要事項を記入し、担任に提出する。
また、指定のステッカーを所定の箇所に貼付し、自転車保険には必ず加入すること。

2 欠席・遅刻・早退等

- (1) 事前に明らかな欠席・遅刻・早退等は、生徒手帳の連絡欄に必要事項を記入し（保護者捺印）、前もって担任に届け出る。
- (2) 当日の欠席および1時間以上の遅刻については、保護者が8時から8時20分までの間に学校に電話連絡をする。
- (3) 早退については、所定の「早退許可願」に必要事項を記入し、担任の許可を得た後に早退する。帰宅後、直ちに保護者（不在の時は本人）が学校に電話連絡を行う。後日、所定の「早退届」に必要事項を記入し、担任に提出する。
- (4) 登校から下校までは、許可なくして校外に出てはならない。やむを得ぬ理由で校外に出る場合は、所定の「外出許可届」に必要事項を記入し、担任の許可を得た後に外出する。

3 服装・頭髪等

登校時及び校時中は、以下に定める規定を守り、常に品位と清潔感を保つよう心がける。

(1) 服装

11月～4月を通常服装期間、5月～10月を夏季服装期間とする

ア 制服

本校制服取扱店で購入し、特別な場合を除き常に着用する。休業中も同様とする。

本校所定の制服は別途に示すものとする。

イ シャツ

ワイシャツは白色でえり付きの標準型とする。（夏季は白色のポロシャツも可）

ウ コート・セーター・カーディガン

コートは防寒用として着用し、華美でないものとする。セーター・カーディガン・ベストは黒、紺、ベージュ、茶、白、ベージュ、グレーの単色とし、夏季期間を除き、ブレザーの下に着用する。

エ 靴下

華美でないものとする。

オ 靴

通学靴は通学に適したものとする。上履き・体育館履きは本校指定のものとする。

カ ネクタイ・リボン

本校指定のものとする。行事等、指定されたときは必ず着用する。

(2) 頭髪

品位と清潔感のある高校生らしい髪型とし、パーマ・染色等の髪を加工するような行為は禁止する。

(パーマ・アイパー・ドレッド・着色・染色・脱色等の加工及び、カツラ・エクステンション等の付け毛)

(3) 装飾品

就職・進学に関する指導や特別指導等、体育の授業等の安全面に注意する場面では、一切の装飾品・化粧品等の使用を禁止する。また、その他の場面においても教員から指示を受けた際は、即座に装飾品・化粧品等を外して学校生活を送ること。

(ペンダント・指輪・イヤリング・ピアス・髪飾り・カラーコンタクト等の装飾及び口紅・色つきリップ・マニキュア・エクステンション等の化粧品)

(4) 異装

特別な事情で異装しなければならない場合は、所定の「異装届」を担任に提出して許可を得る。

4 携帯電話の使用

(1) 学校内での使用は、情報モラルを守り他人の迷惑にならないようにする。

(2) 授業（試験）中は電源を切り、かばんにしまう。

(3) 学校内の電源で充電することを禁止する。（他の電気用品も同様）

5 所持品

(1) 所持品には必ず学年・組・氏名を明記する。

(2) 学校生活に必要なものは所持しない。

(3) 紛失・盗難・拾得等があった場合は、直ちに担当職員に届け出る。

6 その他

(1) 学校内外の美化・整理整頓を心がける。

(2) 施設・設備・備品等の公共物は大切に扱う。万一破損等があった場合は、所定の「破損届」に必要な事項を記入し、担当職員に届け出る。弁償等の処置については指示に従う。

(3) 次のことを行う場合は担当職員に届け出て許可を受ける。

ア 印刷物の配布・掲示

イ 集会の計画

ウ 施設・設備・備品等の借用

エ 金品の徴収

オ 学校外団体の勧誘等

B 校外生活

1 旅行

旅行・登山等を行う場合は、所定の「旅行届」に必要な事項を記入し担任に届け出る。

2 アルバイト

アルバイトは行わないことが望ましいが、やむを得ぬ事情により実施する場合は、保護者の承認を経て所定の「アルバイト届」に必要事項を記入し担任に届け出る。ただし、次の範囲内とする。

- (1) 危険でないこと
- (2) 学業に支障がないこと
- (3) 風紀上問題がないこと
- (4) 勤務時間が 20 時 00 分以降にならないこと
- (5) その他、労働基準法や青少年保護育成条例に違反していないこと

3 運転免許の取得及び車両の運転

- (1) 車両（自動車・自動二輪・原付）の運転免許を取得する場合は、必ず保護者の承諾を得る。
- (2) 運転免許を取得した場合は、所定の「運転免許取得届」に必要事項を記入し担任に届け出る。
- (3) 学校管理下以外であっても、本校制服での乗車は禁止する。
- (4) 強制保険及び任意保険には必ず加入する。
- (5) 学校で行われる運転技術講習会に進んで参加する。
- (6) 交通法規を遵守し、社会的責任を持って安全運転をする。

4 その他

- (1) 常に生徒手帳・身分証明書を携行する。
- (2) 他校訪問・対外行事参加の場合は、生徒心得を守り行動する。
- (3) 友人との交際は相互に人格を尊重し、節度あるものとする。
- (4) 公共交通機関を利用する場合は、ルールとマナーを守り、節度ある行動をとる。